



## 義援金の追加配分が決まりました

国内外の多くの皆さまからお寄せいただいた熊本地震の義援金を配分委員会の決定に基づき、次のとおり追加配分させていただきます。

### 【追加配分対象および金額】

熊本地震により益城町で被災し、居住家屋の「り災証明書」を受けた世帯が対象です。

追加配分対象	追加配分額		今回支給額	支給振込時期
	益城町義援金	熊本県義援金		
「全壊」・「半壊解体*」	32,000 円	50,000 円	82,000 円	平成 31 年 3 月下旬から 4 月中旬を予定しています。 ※口座への振込をもって決定通知に代えさせていただきます。 振込名称「マシキマチギエンキン」
「大規模半壊」・「半壊」	16,000 円	25,000 円	41,000 円	
「一部損壊」	16,000 円		16,000 円	

\*被災者生活再建支援金の解体世帯に係る基礎支援金の支給決定を受けている世帯。

### 【申請について】

既に義援金の申請が済んでいる場合は、指定の口座に振り込みますので、申請は不要です。

### 【振込口座を変更される場合】

口座解約などで申請時の口座を変更する場合は、「通帳」または「キャッシュカード」、「本人確認書類」を持参のうえ、お早めに「振込口座変更手続き」をお願いします。

## 熊本県義援金を「住民税非課税世帯」へ新たに配分します

### 【配分対象となる世帯】

熊本地震により被災し、居住家屋のり災証明書が「全壊」「大規模半壊」「半壊」の世帯のうち、平成 30 年度（平成 29 年中の収入）の住民税が非課税である世帯。

ただし、別世帯の課税者の扶養親族のみで構成される世帯（高齢者または障がい者がいる世帯を除く）は対象となりません。

※世帯とは、り災証明書上の世帯

※高齢者とは、平成 30 年 1 月 1 日現在において満 65 歳以上の人

※障がい者とは、平成 30 年 1 月 1 日現在において身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているなど、地方税法施行令第 7 条に該当する所得控除の対象となる人

### 【配分金額】

非課税世帯の被災区分	配分金額
「全壊」・「半壊解体*」	20 万円
「大規模半壊」・「半壊」	10 万円

\*被災者生活再建支援金の解体世帯に係る基礎支援金の支給決定を受けている世帯。

### 【申請受付および申請方法】

申請受付開始は 2019 年 5 月以降の予定です。申請の際に必要な書類など詳細につきましては、決定次第お知らせします。

## 熊本県義援金「一部損壊」申請期限が 1 年間延長

100 万円以上の修理を要した「一部損壊」世帯への義援金申請期限が 1 年間延長されました。

**2019 年（平成 31 年）3 月末まで → 2020 年 3 月末まで**

手続き・圏生活再建支援課 生活再建支援係（役場仮設庁舎 1 階 ④窓口） ☎ 289 - 1400